

釧路市教育委員会 令和7年第9回3月定例会会議録

1 日時：令和7年3月27日（木）13時30分から15時00分まで

2 会場：釧路フィッシャーマンズワーフMOO 2階 教育委員会室

3 出席者

岡部義孝教育長

（教育委員）

山口隆委員、小出美貴子委員、靱山委員、大山稔彦委員

（事務局）

齋藤学校教育部長、工藤生涯学習部長、本川教育指導参事、森学校教育部次長、大島総務課長、小西教育政策主幹、齊藤総括指導主事、佐藤青少年育成センター所長、渡部給食担当主幹、及川北陽高校事務長、澤口生涯学習部次長、曾根美術館長、秋葉博物館長、竹内スポーツ課長、鈴木動物園長、平野ふれあい主幹、北村阿寒生涯学習課長、長谷地音別生涯学習課長

4 議事録署名人 靱山委員 大山委員

5 傍聴人数 0人

6 提出案件

【公開案件】

議案第30号 釧路市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第31号 釧路市附属機関に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第32号 釧路市教育委員会職員安全衛生委員会規則の一部を改正する規則

議案第33号 釧路市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

議案第34号 釧路市学校給食センターに勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

議案第35号 釧路市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

議案第36号 釧路市教育委員会職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

議案第37号 釧路市教育委員会参事及び主幹等設置規程の一部を改正する訓令

議案第38号 釧路市教育委員会教育事務所設置規程の一部を改正する訓令

議案第39号 釧路市動物園事務分掌規程の一部を改正する訓令

議案第40号 釧路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

議案第41号 釧路市教育委員会職員定数規程の一部を改正する訓令

議案第42号 釧路市電子署名文書取扱規程を廃止する訓令

議案第43号 釧路市立認定こども園条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

議案第44号 釧路市語学指導外国青年任用規則の一部を改正する規則

議案第45号 釧路市立学校のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則

議案第46号 釧路市阿寒国際ソルセンター条例施行規則の一部を改正する規則

報告事項

- (1) 令和7年第2回釧路市議会2月定例会の議決結果について
- (2) 令和7年第2回釧路市議会2月定例会の審議内容について
- (3) 令和7年度釧路市立小中学校教職員人事異動について
- (4) 釧路市いじめ防止基本方針の改訂について
- (5) 釧路市授業マイスターの認定について
- (6) ネーミングライツスポンサーの募集結果について
- (7) 学校スポーツ開放事業の変更点について
- (8) 学校の現状について

7 会議内容

【公開案件】

議案第30号 釧路市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

議案第31号 釧路市附属機関に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第32号 釧路市教育委員会職員安全衛生委員会規則の一部を改正する規則

議案第33号 釧路市教育支援委員会規則の一部を改正する規則

議案第34号 釧路市学校給食センターに勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する規則
の一部を改正する規則

議案第35号 釧路市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

議案第36号 釧路市教育委員会職員の職の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

議案第37号 釧路市教育委員会参事及び主幹等設置規程の一部を改正する訓令

議案第38号 釧路市教育委員会教育事務所設置規程の一部を改正する訓令

議案第39号 釧路市動物園事務分掌規程の一部を改正する訓令

議案第40号 釧路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

議案第41号 釧路市教育委員会職員定数規程の一部を改正する訓令

議案第42号 釧路市電子署名文書取扱規程を廃止する訓令

(大島総務課長)

議案第30号から42号までの規則及び規程の一部改正について、一括して説明する。

はじめに議案第30号から41号について説明する。これは令和7年度行財政改革による組織機構等の定数の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。概要としては、学校教育部総務課の阿寒、音別教育係、阿寒、音別生涯学習課を再編し、新たに阿寒教育事務所及び音別教育事務所を設置すること、学校教育部教育支援課を学校教育課と学校指導課へ分割再編し、新設した学校指導課へ「学びの多様化学校開校準備係」を設置すること、動物園の管理飼育展示担当及びツル担当を廃止し、管理係と飼育展示係を新たに設置すること、また、総務課施設係などに必要な人員を増員することに伴い、改正が必要となる各規則及び規定の改正の実施するものである。

次に議案第42号、釧路市教育委員会電子署名文書取扱規程については、釧路市電子署名文書取扱規程の廃止に伴い、本規程についても廃止するものとなっている。

◎特に意見はなく、本議案は、原案のとおり承認された

【公開案件】

議案第43号 釧路市立認定こども園条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

(森学校教育部次長)

議案第 4 3 号、釧路市立認定こども園条例の施行等に関する規則の一部改正について説明する。

物価高騰により食材価格が高騰していることから、市立認定こども園における食費の金額を、国の公定価格を参考に改定するとともに、市立認定子ども園の申請書の提出期間についても見直しを行ったため、改定を行うものである。

なお、食費の変更について、教育認定子ども、及び、満 3 歳以上保育認定子どもに係る食費の上昇分については、保護者負担とせず、令和 7 年度においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費を活用し、各施設への給食食材費の補助という形で、支援を実施するものである。

◎特に意見はなく、本議案は、原案のとおり承認された

【公開案件】

議案第 4 4 号 釧路市語学指導外国青年任用規則の一部を改正する規則

(森学校教育部次長)

議案第 4 4 号、釧路市語学指導外国青年任用規則の一部を改正する規則について説明する。

本規則は、教育委員会が雇用している「外国語指導助手」の勤務条件等を定めることを目的としており、根拠となる一般財団法人自治体国際化協会の「招致外国青年任用規則」が改正となることに伴い、所要の改正を行うものである。

また、刑法が改正となることに伴い、所要の改正を行うものである。

具体的な改正内容については、新旧対照表をご覧ください、報酬の改定及び休暇の改定、免職の改定を行っている。

◎特に意見はなく、本議案は、原案のとおり承認された

【公開案件】

議案第 4 5 号 釧路市立学校のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則

(竹内スポーツ課長)

議案第 4 5 号、釧路市立学校のスポーツ開放に関する規則の一部を改正する規則について説明する。

学校スポーツ開放事業における開放日の拡大、また、音別中学校の移転に伴い、規定の整備をいたしたく、本案を提出するものである。

開放日の拡大について、学校スポーツ開放事業には、地域住民が利用する「地域開放」と、市内の社会人等が利用する「団体開放」の 2 種類に分類され、このうち、「団体開放」の開放日については、これまで小学校は平日のみ、中学校は平日と土曜日の開放としていたが、利

用団体の増加などにより開放日の拡大の要望が多かったことから、各学校への意向調査等を実施した上で小・中学校ともに平日、土曜日、日曜日、祝日まで開放する。

なお、開放時間はこれまでどおり午後7時から9時までで変更はない。

また、令和7年4月1日より、音別中学校が音別小学校内へ移転することから、スポーツ開放を実施する学校から、音別中学校を削除する。

◎この説明について、各委員から次のとおり発言あり

(山口委員)

小学校において、日曜日、祝日に学校行事などで学校側が使用する場合はどのように行うのか。

(竹内スポーツ課長)

あくまでも学校で使用しない時間の活用となることから、学校が使用する際には開放しない。

(山口委員)

利用する団体が使用を希望している日に、学校側でも使用する可能性があるとなった場合に、学校側の予定が優先されると思うが、結果使用しなかった場合は、団体側に理解してもらうということで良いか。

(竹内スポーツ課長)

基本、調整の段階で学校から開放可能日を相手方団体に示し、空いている日程で団体側は申請をする流れであるため、そういったことはあまり考えられない。

(工藤生涯学習部長)

緊急で予定が重なった場合は、団体側にご理解いただくこととなる。

【公開案件】

議案第46号 釧路市阿寒国際ツルセンター条例施行規則の一部を改正する規則

(鈴木動物園長)

議案第46号、釧路市阿寒国際ツルセンター条例施行規則の一部を改正する規則について説明する。

2月の定例教育委員会において、釧路市阿寒国際ツルセンターの分館、タンチョウ観察センターを今年度末をもって廃止とするため、条例の一部改正についてご審議、ご承認いただいたところだが、条例の公布施行に合わせ、これに係る施行規則の一部改正を行いたく、本案を提出するものである。

◎特に意見はなく、本議案は、原案のとおり承認された

【公開案件】報告事項

- (1) 令和7年第2回釧路市議会2月定例会の議決結果について
- (2) 令和7年第2回釧路市議会2月定例会の審議内容について

(大島総務課長)

報告事項1、令和7年第2回釧路市議会2月定例会の議決結果について報告する。

先月の教育委員会においてご承認いただいた新年度の予算案2件、条例改正案3件、令和6年度補正予算案2件の議案について、記載のとおり、すべて原案どおり可決された。

続いて、報告事項2、令和7年第2回釧路市議会2月定例会の審議内容について報告する。

令和7年 第2回 釧路市議会2月定例会の代表質問については、

自民市政クラブ 金安潤子議員より

「英語学習の充実など教育行政について」

公明党議員団 月田光明議員より

「いじめの根絶や教科担任制と基礎学力の定着などについて」

創志会 松尾和仁議員より

「スポーツ振興による地域活性化及び教職員の不祥事防止など教育行政について」

日本共産党議員団 村上和繁議員より

「トーチカの保存及び学校司書、スクールソーシャルワーカーを含む教育行政などについて」

市民連合議員団 板谷昌慶議員より

「学校跡地の利活用及び学校給食費の無償化など教育行政について」

質問をいただき、それぞれ答弁を行った次第である。

続いて、一般質問については、

日本共産党議員団 小山秀人議員より

「博物館の価値創造について」

自民市政クラブ 夏堀めぐみ議員より

「不登校対策について」

市民連合議員団 木村勇太議員より

「スケート文化について」

創志会 五十嵐誠議員より

「新年度予算案の施設解体費について」

公明党議員団 河合初恵議員より

「二地域居住にかかる区域外集落について」

日本共産党議員団 梅津則行議員より

「スクールソーシャルワーカー事業及び学びの基盤づくり事業について」

創志会 大越拓也議員より

「ALTの配置計画など市長の政治姿勢について」

公明党議員団 松橋尚文議員より

「北斗遺跡における修繕及び義務教育学校の通学路について」

自民市政クラブ 高橋一彦議員より

「教育を含めた子どもの生活環境の改善などについて」

自民市政クラブ 草島守之議員より

「釧路市動物園における開園50周年記念事業と魅力作りについて」

質問をいただき、それぞれ答弁を行った次第である。

◎この報告について、各委員からの発言はなし

【公開案件】報告事項

(3) 令和7年度釧路市立小中学校教職員人事異動について

(森学校教育部次長)

報告事項3、令和7年度釧路市立小中学校教職員人事異動について報告する。

教職員人事異動の推移であるが、退職者数では校長が1名、教頭が0名、一般教員は43名となっている。

異動及び新採用等の状況では、阿寒湖義務教育学校の前期課程を含む小学校26校のうち校長が9校、教頭が15校で異動となっている。阿寒湖義務後期課程を含む中学校14校では、校長が7校、教頭が7校で異動となっている。

また、新採用については、昨年度が29名であったところ、今年度は32名となっている。

欠員の状況であるが、北海道全体では92名の年度当初欠員が生じる見込みとなっている中、釧路市の欠員の状況については、小学校で2名、中学校では欠員は生じていない。定数欠員の2名については、阿寒湖義務教育学校の養護教諭振替分1名と、鳥取西小学校における加配定数分1名の欠員となっている。

また、年度当初から欠員が生じないよう、現在道教委と調整を図っているところではあるが、市教委としても早期に定数確保を行うため、市ホームページや広報くしろ4月号に期限付き教員の募集を掲載する。

管理職男女割合の推移だが、女性の校長は今年度の9名から、1名減の新年度は8名となり、女性の占める割合は20.5%、女性の教頭は今年度の8名から、2名増の、新年度は10名となり、教頭職全体の25.0%を占める状況となっている。

令和3年4月に道教委が女性活躍推進法に基づいて策定した「第2期特定事業主行動計画(令和3～7年)」では、校長、また副校長・教頭に占める女性の割合については、ともに令和7年度までに15%を目指すこととしている。

◎この説明について、各委員から次の通り発言あり

(大山委員)

現在の学校の状況として、若い先生が退職し、定年延長の校長先生が一般教員として勤務するといったことが起きているため、同じ学校内の教員の年齢差が以前より拡大しているという課題がある。働き方改革の考え方をもちながら、先生方の意見を取り入れて課題の改善に取り組んでほしい。

(岡部教育長)

再任用制度の導入後、そのような傾向があることから、役職定年と合わせて、意識改革を行う必要がある。

(山口委員)

大山委員の発言と関連するが、欠員が全道で92名おり、釧路管内は3名、釧路市内は2名という人数で、少ない人数におさまっていることは良いことであると思う。これは、定年延長をした校長先生が一般教員として現場に残る場合が多く、順調に進んでいるということなのか。それによって新たな問題があるという話も聞いているがその点はどうなのか。

(本川教育指導参事)

全道のデータについてはこちらで把握できていない。但し把握しているものとして、他の業種同様、全道的に新採用者として北海道に登録後、辞退するというケースが増えており、全国的に教員採用試験の幅が広がっていることもあり、釧路市内の現職の若い先生方が自身の出身県の採用試験を受験し、その試験に合格した際に釧路市の学校を退職し、出身県に戻るといったことが過去より増加しているということがある。

(山口委員)

釧路市は欠員が2名であるため、何とか対応できるのではないかとと思われるが、他の管内は大変だという印象を持った。

(岡部教育長)

以前、釧路の欠員が多い年があり、その際に他の管内の状況はどうなのかという質問が出てから調査し掲載しているものと思われるが、胆振管内で25名も欠員が出ているという状況は異常だと思う。年度当初から期限付教員でこの欠員を埋めなければならず、年度途中で育休や病休等で、さらに欠員が増加することは明白なので、現場の校長先生も含めて、期限付教員を確保していくということは、とても大変である。

【公開案件】報告事項

(4) 釧路市いじめ防止基本方針の改訂について

(齊藤総括指導主事)

報告事項4、釧路市いじめ防止基本方針の改訂について報告する。

本方針は、令和5年3月において北海道いじめ防止基本方針が一部改訂されたこと、令和6年8月に文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたことを受け、釧路市いじめ防止対策委員会において、見直しを進め、このたび、令和7年2月18日に開催された釧路市いじめ防止対策委員会にて正式に決定したところである。

釧路市いじめ防止基本方針の改訂のポイントについて、説明する。大きな改訂ポイントは次の3点となる。1点目はいじめの未然防止の徹底である。

これまでも、いじめの未然防止については、各学校においていじめ未然防止プログラムを策定し、児童会や生徒会が中心となっていじめ防止に取り組む活動や、様々な教科や学校行事において、その都度、対人関係スキルの向上や、人に嫌がることはしないといった指導を行っていた。今回の改訂にあたっては、特に性的マイノリティや発達特性などについて保護者との連携や周囲に対しての指導を徹底させるなど、多様性について踏み込んだ形で言及しており、学校は些細なことだと認知するのではなく、心理的な被害があるかもしれないという前提にたって、一人一人の子どもに寄り添った対応をすることについて明記している。

2点目は、関係機関との連携である。特にいじめの内容によっては、犯罪行為として立件できるものもあることから、被害の訴えをよく聞き、事実を確認したのち、犯罪行為として成立し得るものであれば積極的に警察に通報するなど、関係機関との連携強化を明記している。あわせて、家庭的な背景等もあることから、児童相談所や医療機関、市の関係部署とも連携を図りながら、進めていくことを明記している。

3点目は、重大事態への対応についてである。全国的に「いじめ重大事態」が起きている現状を踏まえ、文部科学省が示している「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って、適切に対応することが求められており、同時に各学校も「いじめ重大事態」になった際の対応や未然防止について、しっかりと理解していく必要があり、この点を強く強調している。

今後においては、各学校に対して改訂に関わる通知を発出し、すべての学校において、学校いじめ防止基本方針の見直しを徹底させ、5月に実施する学校教育指導の中で、見直しの状況について指導主事が直接確認する。また、管理職を対象に校長会や教頭会において説明を行うほか、一般の先生方に対しては、令和7年度に実施する研修講座において周知を図ってまいりたいと考えている。

◎この説明について、各委員から次の通り発言あり

(大山委員)

校長先生から先生方へ、そして子どもたちや保護者にいじめの対応を重点的に実施していることや、いじめをしてはならないという意識の徹底をお願いしたい。加えて、釧路市が現在進めている授業は、子どもたちの人間関係が前提になってくるので、その授業が充実するということはいじめがなくなってくるということにもつながってくると思う。学校全体でいじめの問題に向かって取り組んでいただきたいと思います。

(齊藤総括指導主事)

5月の学校教育指導では、その点をしっかりと確認し、その内容についても保護者に周知するということまで徹底してまいりたい。

(岡部教育長)

基本方針を見直すことはもちろんだが、見直した内容について、保護者に周知することも当然であり、まずは学校の中で、教職員がその内容を等しく理解するような流れを作っていかなければ意味がない。やはり初動をいかに適切に対処していくかが重要であり、それを各学校に新年度伝えていただければと思う。

(山口委員)

今年度の子どもたちのアンケートの回答結果にいじめに対して「いじめは良くない」という回答がある一方で「悪いとは思わない」という回答をした割合が7～8%という数値が出た学校があった。いじめの根絶の教育を徹底しているのにも関わらず、いじめを問題視していない子どもが7～8%いるということは大きな問題であると考え。依然としてそのような子どももいるということも踏まえて、少なくともすべての子どもが「いじめは良くない」という認識を持つ指導を徹底するということが必要だと考える。

(齊藤総括指導主事)

教育推進基本計画においても数値目標として掲げているというところもあるが、一番大事なのは人権意識をどれだけ子どもたちに徹底させるかというところに尽きると思う。いじめは基本的に人権侵害に当たるという指導の徹底に取り組んでいく。

(小出委員)

父兄に対するアンケートの欄でも「いじめはしてはいけない」という項目の回答率が100%ではなかった。父兄の中でも少数ではあるが、いじめは悪いことではないという認識を持つ保護者もいるという結果も出ているため、周知は非常に重要だと思う。先ほど人権意識という内容もあったが、先生方、保護者も含めて、それを意識して子どもたちと接する必要がある。先生方はいじめ防止だけではなく、日々の指導の中でも意識しながら子どもたちと接していただきたい。

(靱山委員)

学校内はもちろん、家族内でも意識を高く持っていただきたい。以前釧路管内教育委員会の教育委員研修会の中でインターネットと人権という題目で、釧路地方法務局の方からお話をいただいたときに、DVDドラマを見たが、1人の保護者として見た際にすでに理解はしているが、容易に事件に発展していくということや人権が関係してくるということを改めて学ぶ機会になった。どの家庭も同じものを見ることで共通認識を持つことができると思う。

(齊藤総括指導主事)

家庭との連携は非常に大事だと思うので、いじめとは何か等、いじめの概念を保護者に周知していくというところに関しても重点的に取り組んでいく。

【公開案件】報告事項

(5) 釧路市授業マイスターの認定について

(齊藤総括指導主事)

報告事項5、鉏路市授業マイスターの認定について報告する。

鉏路市授業マイスターについては、①鉏路市授業スタンダードに則り、子どもたちにとって「わかる授業」「できる授業」が日常的に安定して実践できている教員であること、また、②授業を行う上での基盤となる学級経営はもとより、教科経営において特に優れた指導力を発揮している教員であること、さらに令和5年度より各学校に示している「鉏路市が目指す授業」になっているかという点を評価基準として選考しているところである。

今年度のマイスター認定に関わり、各学校の校長先生による「優れた授業実践力を有している」と認められ推薦された教員候補者について、教育長をはじめとし、教育指導参事、総括指導主事、指導主事が計画訪問や研修講座など、様々な機会を通じて、複数回授業参観を行った。3月24日（月）に、鉏路市授業マイスター選考委員会を開催し、授業参観の様子、候補者の先生と協議した内容、所属する校長先生からの勤務の様子などを基に、鉏路市授業マイスターとして、資料にあるように2名の先生を鉏路市授業マイスターとして任命することとした。

一人目は、鉏路市立芦野小学校に勤務している、尾形加奈子教諭である。尾形教諭は現在、4年生の担任で活躍している。二人目は、鉏路市立幣舞中学校に勤務している、新谷明日香教諭である。新谷教諭は現在、数学科を担当している。いずれの教諭も、授業改善に非常に意欲的であり、研修講座等も含め、授業を公開している数も非常に多く、これまでの実践成果について波及する力が十分である。

今後については、3月28日（金）15時より、教育委員会室において鉏路市授業マイスター任命式を執り行うこととなっている。令和7年度からは、教育行政方針でも示している通り、指導主事の示範授業に加え、鉏路市授業マイスターも新たに追加されることから、鉏路市が目指す授業に向けた授業改善をさらに加速させるとともに、合わせて初任段階教員を対象にしたマイスターの先生方の授業の様子や仕事の様子について、ジョブシャドー研修等を通して、研修を充実させていきたいと考えている。

◎この説明について、各委員から次の通り発言あり

（山口委員）

これまで鉏路市内でマイスターになり活躍されていた先生が、今回の異動に伴い1名が鉏路市内に戻ってくるかと思うが、今回任命された2名を含めると、現在鉏路市内でマイスターは指導主事を除外して何名になるのか。

（齊藤総括指導主事）

10名である。

（山口委員）

今後の見通しはどうなっているのか。また新たに追加して増やしていく見込みなのか。

（齊藤総括指導主事）

そのとおりである。

【公開案件】報告事項

(6) ネーミングライツスポンサーの募集結果について

(竹内スポーツ課長)

報告事項6、ネーミングライツスポンサーの募集結果について報告する。

このたび、「釧路アイスアリーナ」におけるネーミングライツスポンサーについて、1月22日から2月14日まで公募を実施した結果、「株式会社ユタカコーポレーション」1社から応募があった。

施設の愛称については、「ユタカアイスアリーナくしろ」とするものであり、ネーミングライツ料は税別で年額180万円、契約期間は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間との提案があった。

この応募を受け、2月18日に実施したネーミングライツスポンサー選定委員会において審査した結果、応募者の提案どおりの内容で優先交渉権者として決定したものである。ネーミングライツが決定したスポンサーとは、3月24日に契約を締結したところであり、7月1日からの愛称掲示に向けた準備を進めていく。

◎この報告について、各委員からの発言はなし

【公開案件】報告事項

(7) 学校スポーツ開放事業の変更点について

(竹内スポーツ課長)

報告事項7、学校スポーツ開放事業の変更点について報告する。

先ほどの議案第45号の説明において、実施日の拡大について説明したが、改めて当事業における令和7年度からの変更点について説明する。

学校スポーツ開放事業は、10人以上で構成する市内の団体等へ開放する団体開放と、地域住民へ開放する地域開放の2つの形態で実施している。このうち、団体開放の実施日の拡大については、議案第45号にて承認された内容と同様、実施する。

次に、電気料等の実費相当分として利用者に負担いただいている照明利用料金について、電気料金単価や競技用品などの消耗品等の価格高騰に伴い、実費相当分の金額を積算し、1団体1回の利用につき、現在の200円から400円へと改定することとした。

最後に、団体開放の利用中止時の取扱いについて、現在は利用日の前日までにスポーツ課へ連絡いただいた場合は照明利用料金を不要としているが、利用団体の増加等に伴い申込枠に限られる中、より多くの団体に広く公平に利用いただけるよう、利用の有無に関わらず、利用申込した分の照明利用料金を徴収することとする。

今回の変更について、利用団体や学校関係者等への適切な周知や案内に努めてまいりたい

と考えている。

◎この報告について、各委員からの発言はなし

【公開案件】報告事項

(8) 学校の現状について

(本川教育指導参事)

報告事項8、学校の現状について報告する。

今年度も様々なことがあった1年間だったが、3月14日には全中学校・阿寒湖義務教育学校の卒業式、19日には全小学校の卒業式、21日にはまなびや鳥取・城山の修了式、そして24日には全学校の修了式が無事終了している。12月実施の釧路市標準学力検査の結果については、すでに報告したが、その結果や今後の取り組みも踏まえて、学力向上プラン協議Ⅱを、全39校を対象に行った。学力向上への取組の成果がC R Tの数値結果として現れた学校とそうではない学校に分かれたが、学校個別の取組状況と分析結果、今後の対策等について個別に協議を行った。協議を通して、一定の成果が上がっている学校の共通点としては「学校が一枚岩になっている」「決めたことは徹底してやり切る姿勢が見られる」「校長のリーダーシップが適度に強く発揮されている」といった点が印象に残った。これらの共通点は、単に学力の面に限ったことではなく、通常の学校経営、学校運営の面にも通じることであり、極めて大事なことでもあると同時に基本的な事でもあることから、単なる掛け声に終わることなく、すべての学校で日常的に行われるよう新年度は改めてすべての学校に対してより一層啓発と指導を繰り返してまいりたいと考えている。現在、全校に対しては4月17日に実施予定の令和7年度全国学力・学習状況調査に向けて、3月からの1カ月半で、1人あと1問正答数を伸ばすための「R7ープラス1プロジェクト」と称して確実な取組を行うよう全学校対象に伝え、各学校が取組んでいるところである。

また、3月の定例校長会議では、令和7年度の教育行政方針をしっかりと読むこと、併せて教育推進基本計画を、年間を通して定期的に確認することを伝えた上で、令和7年度の教育行政方針の大きな柱としては、「学力向上」「小中連携」「キャリア教育とふるさと教育の融合」の3本柱となることや、今年は戦後80年の節目の年を迎えることから、これもキーワードの1つとなり、平和コンクールをはじめ、博物館や中央図書館での企画展を含めて、各学校でも意識して取り組むよう伝えたところである。新年度は、引き続き学力向上と教員の授業改善に向けた取組、音別・大楽毛地区の2つの義務教育学校と道内初となる公立の学びの多様化学校の開校前年度となること、新たな「ふるさとキャリア教育」の推進をはじめ、新しい教育施策はもとより、これまでの取組の一層の充実を含めて釧路市の教育を推進したいと考えている。

◎この説明について、各委員から次の通り発言あり

(山口委員)

毎年発行されている「釧路市の教育」を昨日提供いただいたが、以前に比べて内容も充実してきており、指導主事の訪問の際にも指導助言をするにあたり、ぜひ活用してほしいと思っているが、昨年度の利用状況や来年度さらに活用するための工夫等があったら教えてほしい。

(齊藤総括指導主事)

実際に「釧路市の教育」のデータを示した形で指導助言を行っている。また、校務支援システムよりすべての先生に配信する等、十分活用されている。併せて令和7年度についても内容が基本に立ち返った形となっていることから、改めて同じような内容で周知しながら、データ版も含めて活用できるような仕組みとしていきたい。5月から始まる学校教育指導でこの周知も行うが、7～8月の段階でどのくらい活用されているのか実態調査を実施する予定となっており、次年度の体制につなげていきたい。

(大山委員)

キャリア教育に関わって、今年度もシンポジウムとジョブカフェに参加し、毎年中身が充実してきていると感じている。ぜひこれを大館のように、市全体で取り組むような方向で進めてほしい。またJ Cの方が大変熱心に取り組まれており、中学校がJ Cの期待にどう答えていくかということが課題となるため、中学校の先生方にはぜひそのお話をいただければと思う。